

保護者様

群馬県立高崎特別支援学校  
校長 角田 昭夫

## 出席停止の指示について

このたびお子様が、学校において予防すべき感染症にかかれたとの連絡を受けましたので、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止を指示いたします。

この措置はお子様には十分休養を与え、他のお子様への感染を防ぐためのものであり、療養中は欠席扱いをいたしません。医師からの登校許可がおりるまで学校を休ませ、ご自宅にて療養してください。

なお、医師から登校の許可がおりましたら、下記の証明書を記入していただき、学校に提出してください。

	学校で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザ病名ウイルス A (H5N1) であるものに限る） * 感染症法に規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症（コロナウイルス含む）」は第1種の感染症とみなす	治癒するまで
	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

※ 上記の表は基準であって、医師の証明があればこの限りではありません。

※ 群馬県では、第三種「その他の感染症」については定めないとしています。

## 治癒証明書

群馬県立高崎特別支援学校長様

小・中・高 学部 年 組 氏名

病名

出席停止期間 令和 年 月 日( ) ~ 令和 年 月 日( )

登校許可日 令和 年 月 日( )

上記の者は、他に感染のおそれなくなりましたので、登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印